

STARR

スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー

ディスクロージャー誌（追補版）

2026

（2026年10月）

目 次

はじめに

I. 保険金等の支払能力等の充実の状況	4
1. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	4
2. ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額	4
3. 適格資本の額に構成に関する事項	5
4. 所要資本の額の構成に関する事項	6
5. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項（単体ベース）	7
6. 外国証券の種類別差異調整に関する事項	9
7. 保険負債の商品別差異調整に関する事項	9
8. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項	10
9. 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項	10
10. ソルベンシー・マージン比率の計算（単体ベース）に用いられた前提及び手法に関する事項	11
11. （単体）ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要	11

※本誌は、保険業法第 111 条に基づき、作成したディスクロージャー資料です。

※掲載された情報は 2026 年 3 月 31 日現在のものです。

はじめに

2026年3月決算からは、「経済価値ベース」によるソルベンシー・マージン比率の算出する新しい制度が始まり、先日開示した弊社ディスクロージャー誌2026において、今回「保険金等の支払能力の充実状況」につき今回ご案内させていただきます。
なお、ソルベンシー・マージン比率について、以下ご説明致します。

ソルベンシー・マージン比率とは

- ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。
この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていて一定の健全性が確保されていると評価されます。
- 2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。

そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていて一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えたと認められた資本のことです。純資産およびそれに準ずる資産が含まれます。

これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社＋子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。

保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

なお、子会社株式に係る特例手法を適用して単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出し、その計算結果を連結ベースの計算結果とすることもできます。

I. 保険金等の支払能力等の充実の状況

1. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、％）

区分（単体ベース）	2024年度	2025年度	増減
Tier1適格資本の額(B)－(C) (A)	-	4,267	-
Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	-	4,273	-
算入制限のないTier1資本調達手段の額	-	-	-
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	-	-	-
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	-	4,273	-
Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	-	6	-
Tier2適格資本の額(E)－(F)－(G) (D)	-	0	-
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	-	0	-
Tier2資本調達手段の額	-	-	-
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	-	0	-
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	-	-	-
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	-	-	-
適格資本の額(A)+(D) ①	-	4,268	-
生命保険リスクの額 (a)	-	-	-
損害保険リスクの額 (b)	-	314	-
巨大災害リスクの額 (c)	-	474	-
市場リスクの額 (d)	-	853	-
信用リスクの額 (e)	-	1,780	-
オペレーショナル・リスクの額 (f)	-	347	-
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (g)	-	-	-
分散効果の額 (h)	-	953	-
非保険事業に係る所要資本の額 (i)	-	-	-
所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)+(i) (j)	-	2,816	-
所要資本の税効果の額 (k)	-	550	-
所要資本の額（税効果考慮後）(j)－(k) ②	-	2,266	-
ソルベンシー・マージン比率 ①／②	-	188.3	-

（注）「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

2. ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

（単位：百万円、％）

要約（単体ベース）			
項 目	イ	ロ	ハ
	2024年度	2025年度	増減
適格資本の額(A)	-	4,268	-
所要資本の額(B)	-	2,266	-
ソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B))	-	188.3	-

3. 適格資本の額に構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成		
項 目	イ	ロ
	2024年度	2025年度
Tier 1 適格資本の額 ((B)－(C)) (A)	-	4,267
Tier 1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	-	4,273
算入制限のないTier 1 資本調達手段の額	-	-
算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額	-	4,273
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	-	943
資本剰余金 (Tier 2 適格資本に算入されるものを除く) の額	-	1,799
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	-	-
その他の拠出金等の額	-	1,418
非支配株主持分 (上限適用後) の額	-	-
経済価値ベースの調整額	-	112
Tier 1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	-	6
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	6
繰延税金資産の額	-	-
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	-
他の金融機関等が意図的に保有しているTier 1 資本調達手段の額	-	-
自己のTier 1 資本調達手段への投資の額	-	-
不適格再保険資産の額	-	-
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	-	-
Tier 2 適格資本の額 ((E)－(F)－(G)) (D)	-	0
Tier 2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	-	0
Tier 2 資本調達手段の額	-	-
算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額	-	-
払込済みTier 2 資本調達手段の額	-	-
払込未済のTier 2 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額	-	0
Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	-	-
処分制約のある資産のうちTier 1 適格資本から控除される額	-	-
Tier 2 バスケット (上限適用後) の額	-	0
Tier 2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	-	-
他の金融機関等が意図的に保有しているTier 2 資本調達手段の額	-	-
自己のTier 2 資本調達手段への投資の額	-	-
Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	-	-
適格資本の額 ((A)＋(D))	-	4,268

4. 所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項 目	イ	ロ
	2024年度	2025年度
生命保険リスクの額 (A)	-	-
損害保険リスクの額 (B)	-	314
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	-	199
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	-	-
財物保険類似の商品に係るリスクの額	-	182
その他保険に係るリスクの額	-	0
巨大災害リスクの額 (C)	-	474
巨大自然災害リスクの額	-	474
日本における地震に係るリスクの額	-	-
日本における風水災に係るリスクの額	-	-
日本における雪災に係るリスクの額	-	-
外国における巨大自然災害リスクの額	-	-
その他の額	-	-
その他の巨大災害に係るリスクの額	-	-
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
市場リスクの額 (D)	-	853
金利リスクの額	-	1
スプレッドリスクの額	-	0
株式リスクの額	-	-
不動産リスクの額	-	4
為替リスクの額	-	713
資産集中リスクの額	-	464
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
信用リスクの額 (E)	-	1,780
オペレーショナル・リスクの額 (F)	-	347
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	-	-
分散効果の額 (H)	-	953
非保険事業に係る所要資本の額 (I)	-	-
所要資本の額（税効果考慮前） ((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)-(H)+(I)) (J)	-	2,816
所要資本の税効果の額 (K)	-	550
所要資本の額（税効果考慮後） ((J)-(K))	-	2,266

(注) 1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致していません。

5. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項(単体ベース)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	9,022	13,819	-4,910	17,931
現金及び預貯金	4,503	-	-	4,503
コールローン	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	1,195	-	-2	1,193
国債	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
外国証券	1,195	-	-2	1,193
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
有形固定資産	28	-	-	28
土地	-	-	-	-
建物	18	-	-	18
リース資産	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-
その他の有形固定資産	9	-	-	9
無形固定資産	6	0	-	6
ソフトウェア	6	0	-	6
のれん	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-
その他の無形固定資産	-	-	-	-
前払年金費用	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-	-	-
貸倒引当金	-3	3	-	-
投資損失引当金	-	-	-	-
その他資産	3,292	-2	-	3,289
特別勘定等の資産	-	-	-	-
再保険回収額	-	13,819	-4,908	8,911
負債の部				
総負債	5,116	13,563	-5,022	13,657
保険負債(保険契約準備金)合計	888	13,624	-5,093	9,418
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債	-	-	-	-
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	693	-	-	9,289
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	-	-	-	129
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	194	-194	-	-
非保険負債合計	4,228	-60	71	4,239
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	-	-	-	-
その他の準備金	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
新株予約権付社債	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-
役員退職慰労引当金	-	-	-	-
その他の引当金	-	-	-	-
価格変動準備金	60	-60	-	-
金融商品取引責任準備金	-	-	-	-
繰延税金負債	-	-	71	71
再評価に係る繰延税金負債	-	-	-	-
未払法人税等	17	-	-	17
その他負債	4,150	-	-	4,150
純資産の部				
純資産	3,905	255	-	4,273
基金等合計又は株主資本合計	3,905	255	-	4,161
基金又は資本金	1,418	-	-	1,418
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金	-	-	-	-
基金償却積立金	-	-	-	-
再評価積立金	-	-	-	-
基金償却積立金減少差益	-	-	-	-
資本剰余金	1,799	-	-	1,799
剰余金又は利益剰余金	688	-	-	688
規制上の準備金	-	255	-	255
(-)自己株式	-	-	-	-
自己株式申込証拠金	-	-	-	-
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	-	-	-	-
その他有価証券評価差額金	-	-	-	-
繰延ヘッジ損益	-	-	-	-
土地再評価差額金	-	-	-	-
為替換算調整勘定	-	-	-	-
退職給付に係る調整累計額	-	-	-	-
株式引受権	-	-	-	-
新株予約権	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
経済価値ベースの調整額	-	-	-	112

- (注)
- (1) 根拠法令 (2025年3月18日の公認会計士協会からの依頼に基づく注記)
- 経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。
- (2) 継続企業の前提に関する事項
- 該当はありません。
- (3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針
- ア. 資産の評価方法
- ①当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。
- Ⅰ. 資産の部に計上される金融商品等
- 金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券についても時価に評価替えをしています。
- Ⅱ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額
- 再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の期待値の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。
- また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。
- イ. 負債の評価方法
- ①当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。
- Ⅰ. 経済価値ベースの保険負債
- 基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の期待値として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に 内在する不確実性を考慮したマージンの額 (以下、「MOCE」といいます) を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。
- i. 認識
- 当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。
- ii. 将来キャッシュ・フローの見積り
- a. 契約の境界線
- 現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。
- b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提
- 将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、事業費率、支払備金に関する前提は、保険種類別に設定し、直近の実績を反映しています。
- 損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、事業費率に関する前提は、保険種類別に設定し、直近の実績を反映しています。
- 損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は保険種類別に設定し、直近の実績を反映しています。
- 損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。
- 事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。
- 支払備金 (現在推計のうち既経過責任に係るもの) については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。
- それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。
- iii. 割引率
- 割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合 (「保険契約ポートフォリオ」といいます) ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。
- リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。
- 調整後スプレッドは、[商品分類]に基づき設定した保険契約ポートフォリオをトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出しています。主な保険契約ポートフォリオごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。
- | 主な通貨 | 適用バケット | 5年 | 10年 | 15年 | 20年 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 円 | 一般バケット | 1.89% | 2.49% | 3.01% | 3.58% |
| 米ドル | 一般バケット | 4.40% | 4.83% | 5.29% | 5.56% |
- iv. MOCE
- MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。
- ②当社は、負債の評価において、仮受保険料は契約の境界内に入るため現在推計の対象とし、バランスシート上は組替調整を実施する必要があります。しかしながら、計算結果に対する重要性等を踏まえプロポーショナルティ原則を適用し、当該組替調整を実施していません。プロポーショナルティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
- ウ. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由
- 本年度が初年度のため、該当事項はありません。
- (4) 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項
- 本年度が初年度のため、該当事項はありません。
- (5) 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項
- ア. 会計上の見積りに関する事項
- 本年度が初年度のため、該当事項はありません。
- (1) 経済価値ベースの保険負債
- ①当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額9,418百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- i. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法
- 注(3)イ.負債の評価方法に記載のとおりです。
- ii. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響
- 経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注(3)イ.負債の評価方法に記載のとおりです。
- a. 損害率、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提
- b. 割引率に関する前提
- イ. 会計上の見積りの変更
- 該当ありません。
- (6) 特別勘定等の資産
- 「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額 (保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額) はありません。
- (7) 重要な後発事象
- 該当ありません。

6. 外国証券の種類別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	1,195	-	-2	1,193
国債	1,195	-	-2	1,193
地方債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

7. 保険負債の商品別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額 (MOCEの額を除く)
保険負債	693	13,819	-4,741	-481	-	9,289
生命保険契約等	-	-	-	-	-	-
損害保険契約等	693	13,819	-4,741	-481	-	9,289
未経過責任に係る保険負債	185	4,718	-4,773	-108	-	21
財物保険類似	137	4,405	-4,545	-107	-	-110
自動車保険類似	-	-	-	-	-	-
賠償責任保険類似	48	312	-227	-1	-	131
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	-	-	-	-	-	-
その他保険	0	-	0	0	-	0
既経過責任に係る保険負債	507	9,101	31	-372	-	9,267
財物保険類似	152	8,806	20	-367	-	8,611
自動車保険類似	-	-	-	-	-	-
賠償責任保険類似	354	294	11	-4	-	655
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	-	-	-	-	-	-
その他保険	0	-	0	0	-	0
再保険回収額	-	13,819	-4,436	-471	-	8,911
生命保険契約等	-	-	-	-	-	-
損害保険契約等	-	13,819	-4,436	-471	-	8,911
未経過責任に係る保険負債	-	4,718	-4,429	-109	-	179
財物保険類似	-	4,405	-4,170	-108	-	127
自動車保険類似	-	-	-	-	-	-
賠償責任保険類似	-	312	-258	0	-	52
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	-	-	-	-	-	-
その他保険	-	-	-	-	-	-
既経過責任に係る保険負債	-	9,101	-7	-362	-	8,731
財物保険類似	-	8,806	-7	-359	-	8,439
自動車保険類似	-	-	-	-	-	-
賠償責任保険類似	-	294	0	-2	-	292
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	-	-	-	-	-	-
その他保険	-	-	-	-	-	-

8. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	感応度分析 (単体ベース)							
	イ 当期末の数値	ロ 円金利50ベース・ポ イント上昇	ハ 円金利50ベース・ポ イント下降	ニ 米ドル金利50 ベーシ ス・ポイント上昇	ホ 米ドル金利50 ベーシ ス・ポイント下降	ヘ 円金利U F R 50ベーシ ス・ポイント下降	ト 株式・不動産10%下落	チ 為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	188.3							-6.3
適格資本の額	4,268							-238
総資産	17,931							-893
保険負債の額(MOCEを除く)	9,289							-623
現在推計を超えるマージン (MOCE)の額	129							0
非保険負債の額	4,239							-30
純資産の額	4,273							-238
所要資本の額	2,266							-51
生命保険リスクの額	-							-
損害保険リスクの額	314							-2
巨大災害リスクの額	474							-
市場リスクの額	853							-71
信用リスクの額	1,780							-7
オペレーショナルリスクの額	347							-

(注) シナリオ「円金利50ベース・ポイント上昇」、「円金利50ベース・ポイント下降」、「米ドル金利50 ベース・ポイント上昇」、「米ドル金利50 ベース・ポイント下降」、「円金利U F R 50ベース・ポイント下降」及び「株式・不動産10%下落」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の絶対値が1%未満であるため、記載を省略しております。

9. 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項

本年度は該当ありません。

10. ソルベンシー・マージン比率の計算（単体ベース）に用いられた前提及び手法に関する事項

1. 子会社株式に係る特例手法の適用

該当ありません。

2. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

保険契約ポートフォリオごとの経済価値ベースの保険負債の額の計算に用いた割引率に関する次に掲げる事項（ただし、資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約に該当するものを除く。）

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

主な保険契約ポートフォリオごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
円	一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%
米ドル	一般バケット	4.40%	4.83%	5.29%	5.56%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、事業費率に関する前提は、保険種類別に設定し、直近の実績を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに、将来トレンドも考慮して設定しています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

該当ありません。

3. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

該当ありません。

b. リスク削減手法

所要資本の額の計算において、再保険契約によるリスク削減効果をリスク削減手法として反映しております。

c. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

d. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

e. 内部モデル手法の適用

該当ありません。

f. 内部割引率手法の適用

該当ありません。

4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当ありません。

5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

該当ありません。

11. （単体）ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

・ソルベンシー・マージン比率の算出に関しては、経理・財務部門およびリスク管理部より算出に必要な基礎データを保険数理委託会社に提出し、保険数理委託会社の計算チームが算出しています。

また、保険数理委託会社では計算チームと明確に分離した検証チームが検証を行い、業務執行機能を担う組織とは別法人の検証責任者が最終結果を検証しています。

・保険数理委託会社の検証責任者が確認した数値、その根拠、レポート等を社内規程に基づき、当社検証者として、適格資本部分は経理・財務部門が、所要資本部分はリスク管理部が、それぞれ検証しています。財務・会計等の分野に十分な知識、実務経験および専門性を有する当社検証責任者が最終確認し、当社検証者、保険数理委託業者からの独立性を確保しています。

・業務執行委員会には、リスク管理部よりESR検証状況を報告、付議しており、最終検証結果については当社検証責任者より報告、説明をしています。

STARR